

1 計画の策定について

策定の趣旨

介護保険制度は、創設から20年以上が経ち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。現在、少子高齢化と人口減少が急速に進展しており、介護費用や介護保険料の増額、介護人材不足等が深刻化する等制度の持続性が危惧される状況になっています。

このような状況の中、第6期から取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができる地域共生社会を目指し、「上天草市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定するものです。

計画の推進

計画を推進するに当たって、計画実現に向けた進行管理を行います。本市では、「上天草市高齢者福祉計画等推進委員会」等において、計画の実施、進捗の状況の把握及び評価を行い、施策・事業の実施に反映できるよう、PDCAサイクルを意識しながら本計画の推進を図ります。

位置づけ

計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

各種計画との関係

本計画は、「上天草市第3次総合計画」の基本構想の理念に基づいた分野別計画として位置付けられています。また、「上天草市第4期地域福祉計画」等の福祉に関連する計画と整合性を図っています。

計画の構成

- 第1章 計画の策定について
- 第2章 高齢者に関する現状
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開
- 第5章 介護保険事業の見込量及び保険料の設定



2 現状

現状分析

高齢者の現状と課題の確認にあたって、①高齢者の状況、②介護サービス等の状況、③「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」等のアンケート調査の結果により、明らかにしました。これらの状況を踏まえ、見えてきた課題や目指すべき姿に照らした事業を第4章において展開していきます。

3 基本理念

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる支えあいのまち上天草

基本理念の実現のため、取り組むべき施策の方向性を示すものとして、5つの重点分野を設定し、重点分野に沿って具体的な施策を展開していきます。

基本的な考え方

重点分野

- (1) 生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進
- (2) 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築
- (3) 在宅で安心して暮らせるための地域づくり
- (4) 多様な住まい、サービス基盤の整備
- (5) 介護人材の確保とサービスの質の向上

4 施策の展開

施策の展開

- ①地域・社会活動と生きがいづくりの推進
- ②介護予防・健康づくりの推進
【重点的取組】住民主体の「かよいの場」
- ③生活支援体制の整備
【重点的取組】生活支援体制整備事業
- ④自立支援ケアマネジメントの推進
- ①医療及び介護との連携体制の構築
- ②地域の支援体制の整備
【重点的取組】認知症地域支援・ケア向上事業
- ③権利擁護・虐待防止の推進
- ①在宅医療と介護の連携推進
【重点的取組】在宅医療・介護連携推進事業
- ②安心して生活できる地域づくり
- ①多様なサービスの整備促進
- ②安心できる住まいの確保
- ③サービス提供体制づくり
- ④高齢者の移動手段的確保
- ①多様な介護人材の確保・育成
- ②介護サービスの質の確保・向上

5 介護保険料の設定

介護保険料の設定

第8期保険料基準月額 5,960円 → 第9期保険料基準月額 5,900円

介護保険給付費の見込等から算出した第1号被保険者の介護保険収納必要額に準備基金からの取り崩しを充当して保険料上昇を抑制しています。第1号被保険者の保険料に係る所得段階の区分を国の標準段階見直しに準じて、9段階から13段階に多段階化します。

| 区分 | 対象者 | 8期(年額) | 9期(年額) | |
|-------|-------------|-----------------|----------|----------|
| 第1段階 | 世帯全員が住民税非課税 | 年金収入等80万円以下 | 21,456円 | 20,178円 |
| 第2段階 | | 年金収入等80～120万円 | 35,760円 | 34,338円 |
| 第3段階 | | 年金収入等120万円超 | 50,064円 | 48,498円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税 | 年金収入等80万円以下 | 64,368円 | 63,720円 |
| 第5段階 | | 年金収入等80万円超 | 71,520円 | 70,800円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税 | 合計所得金額120万円未満 | 85,824円 | 84,960円 |
| 第7段階 | | 合計所得金額120～210万円 | 92,976円 | 92,040円 |
| 第8段階 | | 合計所得金額210～320万円 | 107,280円 | 106,200円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税 | 合計所得金額320～420万円 | 121,584円 | 120,360円 |
| 第10段階 | | 合計所得金額420～520万円 | | 134,520円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税 | 合計所得金額520～620万円 | 121,584円 | 148,680円 |
| 第12段階 | | 合計所得金額620～720万円 | | 162,840円 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税 | 合計所得金額720万円超 | | 169,920円 |